

65歳以上

市内在住者のための在宅福祉サービス

介護保険で受けられるサービス以外に、介護認定を受けている方を在宅で介護している家族（市内に1年以上住所を有する介護者）が利用できる市独自のサービスがあります。

寝たきり高齢者等介護者慰労金

- ◆対象者 介護認定で要介護3以上の寝たきりや重度の認知症高齢者を在宅で介護している方
- ◆支給額 月5,000円
- ◆申請時期 10～3月分を4月
4～9月分を10月



紙おむつ購入券の支給

- ◆対象者 介護認定で要介護3以上の寝たきりや重度の認知症のために常時紙おむつを使用し、在宅で介護を必要とする方
- ◆購入券 月5,000円分
- ◆費用 1割の負担が必要

※いずれの申請も担当の介護支援専門員の証明が必要です。

※両サービスとも8日以上ショートステイまたは入院などで不在期間のある月は該当になりません。また、介護保険料など滞納のある方も該当になりません。

申請・照会先

高齢福祉課 (☎23-7734 ☎23-7748)
各地域事務所

標準小作料改訂

農地の貸し手、借り手に小作料の目安を示し、耕作者の経営の安定を図るため、標準小作料を4月から次のとおり改訂しました。

○中央農業委員会

(洞戸、板取、武芸川、富之保、中之保、下之保および上之保の各区域を除く関市の区域)

区分	標準小作料	備考
上田	7,000円	反収が米で508 ^{キロ}
中田	6,000円	反収が米で478 ^{キロ}
下田	5,000円	反収が米で448 ^{キロ}

○東農業委員会

(富之保、中之保、下之保および上之保の各区域)

区分	標準小作料	備考
上田	5,000円	反収が米で492 ^{キロ}
中田	3,000円	反収が米で452 ^{キロ}
下田	2,000円	反収が米で412 ^{キロ}

○西農業委員会

(洞戸、板取および武芸川の各区域)

区分	標準小作料	備考
上田	6,000円	反収が米で480 ^{キロ}
中田	4,000円	反収が米で450 ^{キロ}
下田	3,000円	反収が米で428 ^{キロ}



照会先 農業委員会事務局 (☎ 23-7543 ☎ 23-7741) または各地域事務所産業建設係